

機械除草作業取り決め 11 カ条

- 1, 車が駐車してある場所では車を移動してもらう。出来ない場合は、中止または機械を使用せず手刈りとする。(10m以上離れていても石が飛ぶ可能性があります)
- 2, 道路付近の作業は、歩行者、自転車、車両に対し、飛び石防止のため、防護ネットを正しく使用する。
- 3, 隣接する建物近くの作業は、飛び石防止のため、防護ネットを正しく使用する。
- 4, 動くときはエンジン停止。人に近づくときは大きな声で話し、作業員同士、安全な間隔を確保する。
- 5, 法面では、上下の位置で作業しない。また上から下に向かって作業しない。
- 6, 作業に適した服装を着て安全防具を身につけ、すべらない靴を使用する。
- 7, 「作業中」の看板を立て注意喚起し、騒音についても近隣宅へ声がけ等配慮を行う。
- 8, 作業前に全員で作業場所を歩いて危険箇所がないか確認する。
- 9, 朝礼時、危険予知について全員で話し合う習慣をつけ、危険を取り除いてから作業にかかる。指差し呼称を行う。
- 10, シルバー人材センターの信用を失わないよう、プロとしてマナーとルールを守り作業にあたる。
- 11, 不安全の状態、不安全な行動から事故が発生します。安全が確保されない場合は作業を中止する。

飛び石等により人身傷害が発生した場合は業務上過失致傷に問われます。
事故はシルバー人材センターの評判を悪くします。

「つもり・はず・たぶん・だろうが事故のもと」

(公社) 柏崎市シルバー人材センター